

## 「あと数マイル・プロジェクト」推進検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 「あと数マイル・プロジェクト」の早期実現に向けた課題の整理と解決に向けた方向性を示すとともに、鉄道の延伸と既存の交通機関との連携強化について検討するため、「あと数マイル・プロジェクト」推進検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議は、次の内容について検討する。

- (1) 「あと数マイル・プロジェクト」の実現に関すること
- (2) 鉄道の延伸と既存の交通機関との連携強化に関すること
- (3) その他、「あと数マイル・プロジェクト」の実現に当たり必要と認める事項に関すること

### (構成員)

第3条 検討会議の委員は、交通政策、都市計画等に優れた見識を有する者のうちから知事が選任する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

### (委員長)

第4条 検討会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長に事故あるときは、予め委員長が指名する委員が委員長を代行する。

### (検討会議)

第5条 検討会議は委員長が招集し、主宰する。

- 2 検討会議の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、検討会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

### (事務局)

第6条 検討会議の庶務は、埼玉県企画財政部交通政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和6年7月24日から施行する。